

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る9月1日の本会議において付託されました案件について、9月7日、委員8名出席のもと、委員会を開催しました。付託されました案件は、条例制定5件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第73号 上野原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員における育児休業の取得要件の緩和や取得の柔軟化、職員が育児参加するための休暇の対象期間の拡大、育児休業の請求期限の短縮、期末・勤勉手当における育児休業期間の除算の見直し等を行うものです。

委員からの、非常勤職員の定義は、という質問については、非常勤職員は会計年度任用職員のことである、との説明がありました。

「議案第74号 上野原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い条例を改正するもので、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に関する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

「議案第75号 上野原市印鑑条例の一部を改正する条例制定について」は、マイナンバーカードを活用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機にて印鑑登録証明書の交付を受けられるようにするため改正するものです。

委員からの、証明発行手数料が1通300円とのことだが、市に入ってくるお金はあるのか、という質問については、コンビニ事業者へ117円、機能利用料として180円支払うため、市には3円入ってくるとのことでした。

また、住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付開始を予定しているとのこ

とだが、今後は他の証明についても可能になるのか、という質問については、現在、市では地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のシステムを利用しているため、今後J-LISが他の証明のコンビニ交付を開始する際には、市でも考えていくとの説明がありました。

「議案第76号 上野原市新湯治場秋山温泉施設条例の一部を改正する条例制定について」は、秋山温泉第2駐車場に車中泊専用駐車場（RVパーク）を設けることに伴い、その利用料金の上限を5千円に定めるものです。

秋山温泉の第2駐車場に100V電源を4箇所引き、4台分のRVパークを設置し、利用料金は、1台1泊2千500円から3千円で指定管理者と調整中で、温泉の2階トイレを24時間利用可能とのことでした。

委員からの、2階のトイレに行くまでの動線は確保されるのか、また、館内の客との区別は出来るのか、という質問については、正面玄関ではなく、非常階段を使用してもらおうが、そこには照明を設置する予定であり、パーテーションで区切ることにより、トイレ利用者は館内に入れないようにする予定との説明がありました。

また、委員からは、予約不要とのことだが、予約をしてから来たい人もいると思われ、利用者の中には食事だけ利用したい人がいる可能性もあるため、それらの運営方法は指定管理者とよく相談してもらいたい、また、他市の先行事例等を参考にすることで、成功するように努力してもらいたい、との意見が出されました。

「議案第77号 上野原駅南口駅前広場条例の一部を改正する条例制定について」は、上野原駅南口の駅前広場駐車場を幅広く利用してもらおうため、その料金について、当日の最大料金を800円と定めるものです。

以上、当局提出の5案件について採決した結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、委員からは、移住・定住対策についてと、ジビエの加工場について、調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。